

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年6月7日(水)午前10時00分から午前10時35分

2 開催場所 倉敷市役所 5階 502会議室

3 出席委員 23人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員

16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員

19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員 21番 矢野 秀典 委員

23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 1人

22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

2番 吉田 幸夫 委員 5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員

17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員 23番 岩田 英明 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 前田 一郎 事務局主任 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 小野 政浩

事務局副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木 次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから6月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
花巻会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成29年6月の総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は23名です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは、議席番号(5)番 井上 保邦(いのうえ やすくに)委員と、議席番号(6)番 阿部 省悟(あべ せいご)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部(くさかべ)主任と、中村主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。議案書の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 小山主任	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p>

	<p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて11件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が8件、使用貸借設定が3件となっております。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から11番について調査票をもとに説明】</p> <p>地区協議会で審議の結果、5番及び9番については、譲受人所有農地の耕作状況について再度確認の必要があるため来月まで保留とのことでした。</p> <p>今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、11件中5番及び9番を除く9件につきまして、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1頁1番から2頁11番の11件のうち、5番及び9番の2件については、保留、残り9件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1番から11番のうち、5番及び9番の2件を保留、残り9件については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>【 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明 】</p>

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がございました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、1番から2番について調査票をもとに朗読・説明】

1番についてですが、特に問題はございませんでした。

2番についてですが、農振農用地区域内農地で3,715㎡を30cmほど地上げして田畑変更を行うため申請がありました。

申請理由には、「現在は米を耕作していますが、労力不足もあり耕作困難となりました。しかし、農業に適した場所の為、畑として利用すれば比較的簡単に様々な果樹や野菜が作れると考え今回申請をしました。」とのことでした。

事務局で申請地について確認を行ったところ、平成26年8月12日に農地法の第3条の許可を受けて平成26年10月8日付けで申請人が土地を取得しております。申請地の一部(約3,000㎡)は、平成27年5月に農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し込みを倉敷市に提出し、平成27年7月1日付けで元所有者に対して権利設定がされておりました。

このことについて、倉敷東地区協議会でご審議頂きました。

申請人は、農地法第3条の許可を受けてから一度も作付けを行っていないにも関わらず、労力不足を主張していることについて疑義があるため、まず現在の耕作人から事情を確認する必要がありました。しかし、耕作人が入院中で話を聞けませんでした。本件については、耕作人から事情確認を行う必要があるため保留とのことでした。

以上により、今回申請のありました、2件についてですが、1番は許可意見。2番は保留との事でした。

許可意見とされた1件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

また、この1件につきまして、倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長	事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番については許可、2番については、耕作人から事情確認を行う必要があるため保留ということですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、1番は許可、2番は保留といたします。</p> <p>次に、4頁をお開きください。</p> <p>議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」です。</p> <p>4頁から5頁にかけて13件の案件があります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>【 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて13件の申請がありました。</p> <p>1番ついてですが、農地転用の必要性について書類の再提出を求めていたため、保留となっていた案件でございます。</p> <p>申請代理人から理由書が改めて提出され、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、申請理由から必要性は十分に理解できるため許可とのことでした。</p> <p>2番についてですが、農地転用における土地の代替性・必要性の記載がなかったため、申請代理人に「土地の代替性・必要性」を記載した理由書の再提出を求めていたため保留となっておりました。</p> <p>このことについて、申請代理人から理由書が提出され、玉島地区協議会でご審議頂きましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>3番から13番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>以上により、今回申請のありました13件について許可意見のことでした。</p> <p>許可意見とされた13件は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第</p>

	<p>5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、許可意見されました13件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、4頁1番から5頁13番までの13件については許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声 】</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は全件許可意見とします。</p> <p>続きまして、6頁をお開きください。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、</p> <p>吉田委員さん、井上委員さん、野口委員さん、田邊委員さん、白神委員さん、岩田委員さん、に關係する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(吉田委員、井上委員、野口委員、田邊委員、白神委員、岩田委員 退席)</p>
小山主任	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】</p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、まず、お手元に</p>

配布いたしております「審議案件取り下げ表」をご覧ください。

議案書では、6頁から12頁にかけて57件の計画について、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございましたが、7頁の14番、15番の2件については、「審議案件取り下げ表」のとおり平成29年6月5日付で取り下げ書が提出されておりますのでご確認ください。

それでは、取り下げ書の提出された2件を除く、残り55件についてご説明いたします。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が7件、使用貸借が48件です。

また、利用期間の更新は15件で、更新切れを含む新規は40件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが3件、農地利用集積円滑化団体によるものが9件、農地所有適格法人によるものが15件で、その他は個人です。

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて

109,729㎡です。

そのうち農地中間管理機構によるものは面積3,910㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、取り下げ分を除く55件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほどよろしく、お願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は6頁1番から12頁57番のうち、取り下げのあった2件を除く計55件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。事務局、6名の委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退席されていた6名の委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第4号は14番15番について、事前に取り下げがありましたので、残す55件について承認されましたことを報告いたします。</p> <p>続きまして、13頁をお開きください。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 前田主幹</p>	<p>【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】</p> <p>前田です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。13頁をご覧ください。倉敷東地区で1件、玉島地区で1件の合計2件の申請がありました。</p> <p>まず、1番の倉敷東地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は茶屋町で、JR茶屋町駅の東約1.1kmに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は自宅周辺の農地です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>次に、2番の玉島地区についてですが、特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は玉島上成で、JR新倉敷駅の東約1.5kmに位置しており、相続人と被相続人は同居しておりました。申請農地は、自宅から西約200mに位置する田です。</p> <p>通作距離も問題なく、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>申請農地の一部には古くから農業用倉庫が建っており、対象となるのは全体面積</p>

<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p>	<p>1401㎡のうち倉庫部分の35㎡を除く1366㎡です。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>これらの調査内容について東地区協議会及び玉島地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、13頁、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、2件とも承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしとのことですので、議案第5号は承認されました。</p> <p>以上で審議案件は終了しました。</p> <p>ここからは、報告案件です。</p> <p>14頁をお開きください。</p> <p>報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」</p> <p>16頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」</p> <p>17頁をご覧ください。</p> <p>報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」</p> <p>21頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」</p>
----------------------------------	--

事務局
日下部
主任

22頁をお開きください。

報告第5号 「農用地利用配分計画について」

以上を一括して事務局に説明を求めます。

【 報告第1号から第5号について説明 】

14頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、14頁から15頁にかけて12件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に16頁をお開きください。

報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、16頁に5件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に17頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、17頁から20頁にかけて25件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に21頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが21頁に8件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に22頁をお開きください。

報告第5号 「農用地利用配分計画について」でございますが、22頁に3件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成29年4月20日付けで

	<p>農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。</p> <p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>議長 ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p> <p>各委員 【 質問なしの声あり 】</p> <p>議長 ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。 以上で、予定の議案はすべて審議が終わりました。 事務局から何かありますか。</p> <p>事務局 佐々木 次長 はい。ご審議ありがとうございました。 【事務局から連絡事項を伝える】 以上です。</p> <p>議長 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は先ほど事務局から案内があったとお7月12日(水)です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時35分)</p>
--	---

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成29年6月7日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員